

質問内容

仕様書 P17

「ア 問合せ対応（Q&A 対応）本システムの問合せ対応を実施すること。」とありますが、各学校個別の問合せではなく、取り纏め部署からの問合せという理解でよろしいでしょうか？

回答

システム稼働後一定期間は、各学校の問合せに受託者が対応いただくことを想定しています。

一定期間終了後は、県教育委員会及び各市町等教育委員会がそれぞれ所管する学校からの問合せに対応し、対応できなかったもののみについて、県教育委員会が受託者に問合せすることを想定しています。

なお、システム稼働後一定期間については、別途協議のうえ決定したいと考えています。